令和7年1月時点

医療救護所における 医療救護班等活動マニュアル (本編)

平成31年3月発行 (令和7年3月更新) 練馬区災害医療運営連絡会

◆令和7年1月時点案への意見募集

募集期間:令和7年2月14日(金)まで

回答方法:別紙2-1「ご意見・ご質問シート(令和7年1月時点案)」

をメールでご提出ください。

提出先 :練馬区 地域医療課 管理係 小野・林・高橋

IRYOSHISETSU@city.nerima.Tokyo.jp

~はじめに~

災害医療の実践として大切なキーワードとして「CSCATTT」というものがあります。傷病者が多数発生する大規模災害発生時における戦術的な実践方法を示した言葉です。この活動マニュアルはこのキーワードを基本に作成しています。

災害医療の7つのキーワード (東京都福祉保健局トリアージハンドブックより)

ψ _Π	С	Command&Control	指揮命令系統・統制				
組織体制	S	Safety	安全確保				
	С	Communication	優先情報の確認・収集、意思疎通、情報伝達				
	A	Assessment	評価・判断				
医	Т	Triage	トリアージ				
医療支援	Т	Treatment	治療				
援	T	Transport	搬送				

- 「C」…災害発生時の急性期に迅速な医療活動を行うためには、組織化された 指揮命令系統の確立が混乱を防ぎ、組織間の相互協力体制を確立しま す。
- 「S」…安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するととも に、安全が確保されるまで現場から避難します。
- 「C」…テレビ、ラジオ、スマホなどを使用し、現状の把握、医療関係者・警察・消防・救援機関との意思疎通・情報伝達に努めます。
- 「A」…災害現場や現場救護所の状況、救護力や人的資源、医療資器材の備蓄 状況などを判断します。
- 「T」…負傷者のトリアージを行い、応急処置の優先度(緊急度)や搬送順位 を決定します。
- 「T」…トリアージで緊急度の高い傷病者から応急処置を行います。
- 「T」…搬送先医療機関の状況や収容力等を考慮し、後方搬送・広域搬送を行います。

目次

医療教護活動の指揮命令系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各	計.	画	・オ	 イ	ド	ラ	1	ン	ح	の	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1章 医療教護所への参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医	療	救	護洞	뒠	の :	流	れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1 参集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医	療	救	護活	動	の	指	揮	命	令	系	統	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1 参集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第	; 1	章	<u> </u>	逐療	救	護	所	~	の	参	集	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	4
2 参集場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	•													•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4	
\$ 2章 医療救護所開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2																								•		•	•	•		•	5	
1 参集者の確認および報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
2 責任者 (医療救護所班長、統括医、各エリアリーダー)の選定・・8 3 施設の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第	; 2	章	<u> 5</u>	逐療	救	頀	所	開	設		•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
2 責任者 (医療救護所班長、統括医、各エリアリーダー)の選定・・8 3 施設の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																																•	6	
3 施設の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2						–							紡	括	医		各	工	IJ	ア	IJ	_	ダ)	0	選	定	•	•	8	
4 医療救護所の開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・														•	•																			
\$ 7 開設等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						-																											_	
第3章 医療教護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												•	•			•													•	•	•		_	
1 傷病者の振分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				D11 H2	< ·1	• •	11/	Н																									Ü	
2 トリアージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第	3	章	<u> </u>	逐療	救	護	活	動	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
2 トリアージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1		傷症	有者	(D)	振	分	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11	
4 重・中等症処置/搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2																								•	•	•	•	•	•	•	11	
5 医療救護所本部運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3		軽症	E処	置	/	調	剤	•	投	薬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
5 医療救護所本部運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4		重•	中	等.	症	処	置	/	搬	送		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17	
6 医療救護所における新型コロナウイルス感染症等感染対策・・・・20 第4章 医療救護所閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5																													•	•	18	
 第4章 医療救護所閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6																													•	•	20	
1 医療救護所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						,,,,	,,,	•	•		•	. 12 1						•			,	- 1 -	,	•		- , ~	, ,	,,,						
2 巡回診療体制等への移行・・・・・・・・・・・・22 第5章 時系列活動表・・・・・・・・・・・・・・・2	第	4	章	<u> </u>	逐療	救	護	所	閉	鎖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
第 5 章 時系列活動表・・・・・・・・・・・・・・・・2		1		医猪	逐救	護	所	0)	閉	鎖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22	
		2		巡回	回診	療	体	制	等	^	0	移	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22	
	쓸	5	音	B	字文	加	活	動	丰	•		•	•		•		•	•	•	•			•			•		•	•	•	•	•	•	23
	717		•		• • •		• • • •									•																	23	

各計画・ガイドラインとの関係

法令に基づく計画

東京都地域防災計画

練馬区地域防災計画

災害対応の総合計画

医療救護活動の方針

医療救護所運営のマニュアル

災害時医療救護活動ガイドライン

災害時薬剤師班活動ガイドライン

災害時医療体制を具体化

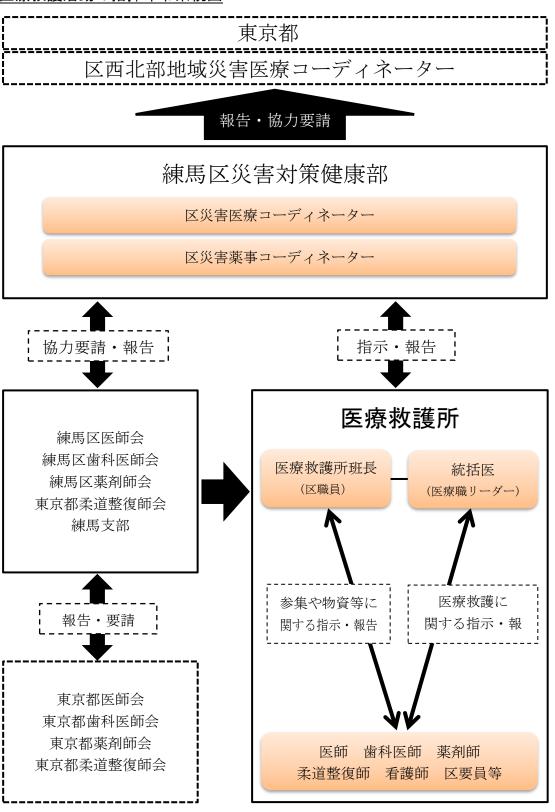
医療救護所における 医療救護班等活動マニュアル

医療スタッフ用簡易マニュアル (カレンダー型)

医療救護所アクションカード

災害時における練馬区薬剤師会 活動マニュアル 医療救護所運営を具体化

医療救護活動の指揮命令系統図



第1章 医療救護所への参集

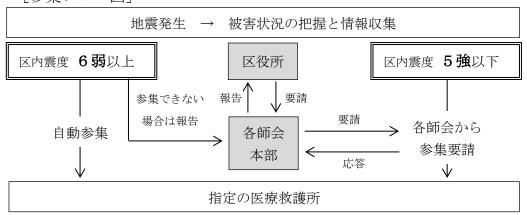
1 参集条件

練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各師会要員は指定された医療救護所(区内10か所の小・中学校)へ自動参集します。震度5強以下の場合でも、災害対策健康部(練馬区)からの要請に基づき、各師会本部を通じて参集指示があります。自身が勤務する診療所等には、行先を掲示するなどして参集します。

なお、参集にあたっては、自身の安全はもちろん、家族の安全確保に努めてください。参集することが困難な場合には、各師会本部に連絡し、対応方法について指示を仰いでください。

※区内震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点要員(区職員・学校職員)等(以下、「区要員等」という。)が指定された小・中学校に参集し、施設の立ち上げ準備を行います。夜間等で学校が閉校している際には、学校関係者または避難拠点班長・副班長が開錠します。

「参集フロー図]



No.	医療救護所	所在地	電話番号	無線番号
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1	3957-3133	ねりま 961
2	開進第三中学校	桜台3-28-1	3993-4265	ねりま 967
3	貫井中学校	貫井2-14-13	3990-6412	ねりま 972
4	練馬東中学校	春日町2-14-22	3998-0231	ねりま 971
5	光が丘秋の陽小学校	光が丘2-1-1	3976-6331	ねりま 624
6	石神井東中学校	高野台1-8-34	3996-2157	ねりま 980
7	谷原中学校	谷原4-10-5	3995-8036	ねりま 985
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1	3922-1371	ねりま 659
9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27	3921-7101	ねりま 989
10	石神井西中学校	関町南 3-10-3	3920-1034	ねりま 981

2 参集準備

参集にあたっては、活動しやすい服装で、最低限の食料などを持参します。医療救護所の開設期間の目安は概ね72時間となっており、要員の交代やローテーションを順次行います。

3参集予定者

医療救護所において、医療救護活動等の従事者は次のとおりです。

従事者	説明				
避難拠点要員(区職員)	近隣在住または近隣施設職員等 4名程				
	度(保健師1名含む)				
医療救護班 (医師会)	近隣診療所等の医師 8名程度				
歯科医療救護班 (歯科医師会)	近隣歯科診療所の歯科医師 6名程度				
薬剤師班 (薬剤師会)	近隣薬局の薬剤師 3名程度				
柔道整復師班 (柔道整復師会)	近隣接骨院の柔道整復師 4名程度				
医療救護所医療従事スタッフ※	区内および近隣に在住・在勤の(准)看護				
	師				
避難拠点要員(学校職員)	避難拠点となる学校職員				
避難拠点運営連絡会	避難拠点の運営連絡会に参加している区				
	民				

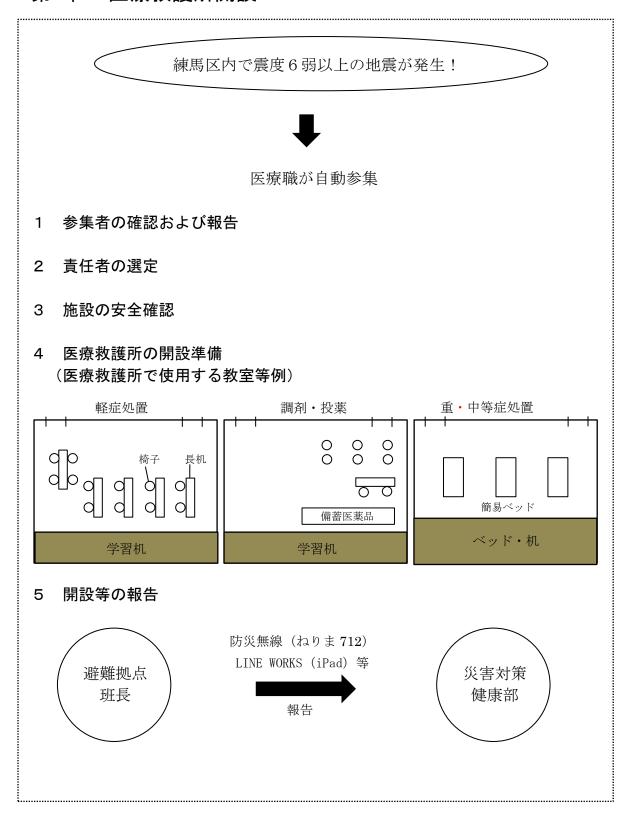
※医療救護所医療従事スタッフ(登録看護師)

震度6弱以上の地震が発生した際に、医療救護所で活動する(准)看護師のこと。本人確認や看護師資格の確認が済んでいる者には、下記の登録者カードを発行しています。医療救護所に登録者カード(医療スタッフカード)を持参し、提示することで参集と同時に活動に入れることになっています。

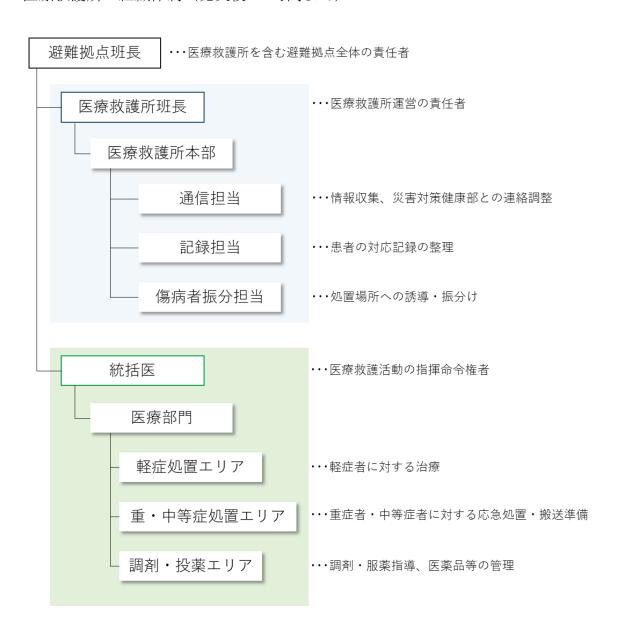
医療スタッフカードイメージ



第2章 医療救護所開設



医療救護所の組織体制 (発災後72時間まで)



1 参集者の確認および報告

避難拠点要員は、参集後、以下の名簿を作成し、災害対策健康部へ防災無線等を用いて報告します。 ※無線番号「ねりま 712」

- ① 避難拠点要員の参集簿 (様式1)
- ② 各師会要員の参集簿(様式2)
- ③ 医療救護所医療従事スタッフ (登録看護師) の参集簿 (様式3)

2 責任者(医療救護所班長、統括医、各エリアリーダー)の選定

避難拠点要員の班長または班長から任命を受けた区要員が医療救護所班 長となり、医療救護所運営の中心を担います。

医療救護活動の責任者は、医療救護班の統括医が担います。なお、統括医の選定は、参集した医師の中から決め、参集した医師が一人の場合は、そのまま統括医となります。

医療救護活動は3か所のエリアに分かれて実施するため、統括医の指示が うまく伝わるようエリアごとに責任者(エリアリーダー)を決定します。

【避難拠点班長の役割】

医療救護所を含む避難拠点全体の責任者。主な役割は以下のとおり。

- ○発災時に学校を開錠する。
- ○避難拠点要員および避難拠点運営連絡会の参集者から医療救護所に従事する人員配置を決定する。また、避難拠点要員の中から、医療救護所班長を任命する。(原則、避難拠点班長または副班長とする。ただし、避難拠点要員の参集状況に応じてその他の区要員でも可とする。)
- ○避難拠点および医療救護所を開設する。
- ○避難拠点および医療救護所の開設について、災害対策本部ならびに災害 対策健康部に報告する。

【医療救護所班長の役割]

医療救護所運営の責任者。主な役割は以下のとおり。

- ○災害対策健康部からの情報を統括医、避難拠点班長に伝達する。
- ○統括医と連携し、重症者の搬送等の調整を災害対策健康部と行う。
- ○医療救護所の閉鎖について、避難拠点班長、統括医、災害対策本部なら びに災害対策健康部と協議する。
- ○医療救護所本部の役割分担を決める。

【統括医の役割】

医療救護活動の指揮命令権者。主な役割は以下のとおり。

- ○参集した医療職と医療救護所内での活動内容について確認・調整する。
- ○医療職を3か所のエリア(軽症処置、重・中等症処置、調剤・投薬)に 割り振り、医療救護活動の実施を指示する。また、随時参集してくる医

療職を各エリアに割り振る。

- ○各エリアリーダーに災害対策健康部からの情報を伝達する。
- ○医療救護班の参集状況や傷病者の来所状況によっては、自ら診療を行う。

【各エリアリーダーの役割】

医療職が従事する各エリアの責任者。主な役割は以下のとおり。

- ○担当エリアの交替勤務枠(8時間/1名当たり)を作る。
- ○人員や物資の過不足等を統括医に報告する。
- ○災害対策健康部からの情報を担当エリアの医療職に伝達する。

3 施設の安全確認

医療救護所班長、統括医および各エリアリーダーを中心に、あらかじめ 定められた医療救護所として使用する教室棟等の使用可否や動線等の安全 確認をします。必要に応じて、避難拠点班長と協議し、調整を行います。

※医療救護所倉庫にある医療救護所アクションカードに、医療救護所と して使用する部屋の割り当てが記載されています。

4 医療救護所の開設準備

医療救護所班長および統括医は、各エリアへの人員配置を決定します。 各エリアの担当者は、医療救護所アクションカードに従って、医療救護 所の開設準備を始めます。

なお、医療救護所には、次のような場所を設置します。

- (1) 傷病者振分けエリア
- (2) 医療救護所本部
- (3) 軽症処置エリア
- (4) 重・中等症処置エリア
- (5) 調剤・投薬エリア

医療救護所班長が人員配置を決定

統括医が人員配置を決定

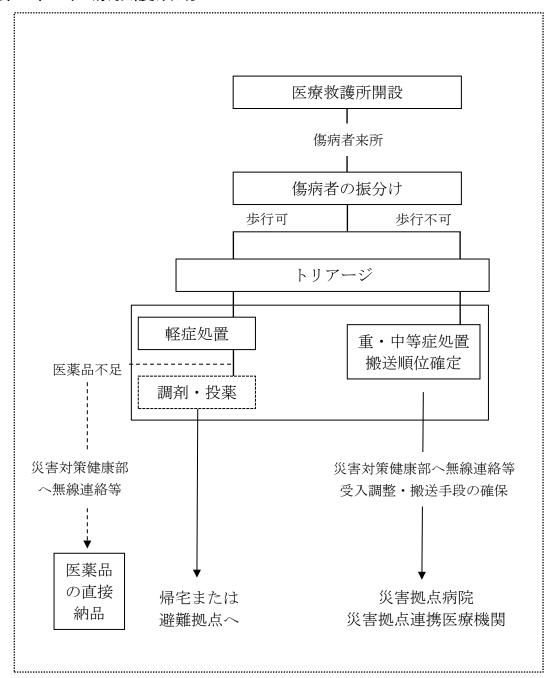
医療救護班は、一人可搬担架や車椅子通行のスペースを確保するなど動線にも配慮し、区要員等の設営に助言をします。薬剤師班は、備蓄医薬品を医療救護所倉庫から取り出し、「調剤・投薬エリア」や「重・中等症処置エリア」に配備します。

5 開設等の報告

避難拠点班長は、医療救護所が開設したことを防災無線やLINE WORKS等により災害対策健康部へ連絡するよう医療救護所本部(通信担当)に指示します。その際、あわせて参集人員数、傷病者数なども連絡します。(様式4、様式5)

※災害対策健康部 無線番号「ねりま 712」

第3章 医療救護活動



※医療救護所における各活動については、医療救護所倉庫に格納している医療 救護所アクションカードにまとめています。(→資料編 医療救護所アクショ ンカード参照)

1 傷病者の振分け

来所した傷病者を、避難拠点運営連絡会を中心に軽症者と重・中等症者に振り分けます。振分けの基準は歩行の可否によります。歩行ができる軽症者については、軽症処置エリアへ案内します。歩行できない重症者等については、医療救護所倉庫に配備されている一人可搬担架、防災会資器材庫に配備されているレスキューカー等、あるいは肩をかしながら、保健室などの重・中等症処置エリアに移送します。

【一人可搬担架 (タフレンジャー)】



2 トリアージ

トリアージは、傷病者の症状の程度により優先準備を決定し、重症者から災害時医療機関へ搬送し治療を行うためのものです。

START plus 法トリアージを用い、軽症者においては、治療の優先順位付けや容態変化患者の発見、重症者等においては、災害拠点病院等へ搬送する順位を確定し、応急処置へと移ります。トリアージの担い手は、医師、歯科医師をはじめとする医療職です。

<トリアージタッグの記入について>

2人1組となり、トリアージタッグに次の事項を記入します。なお、複数 行記入できるように、各記入欄の上部に詰めて余白を空けます。

1	氏名	
2	年齢	傷病者に尋ねて記入
3	性別	
4	トリアージ日時	
5	トリアージ実施者氏名	



次にトリアージを実施し、次の事項を記入します。

- ⑥ トリアージ区分
- ⑦ トリアージ実施者(医師、救急救命士、その他※) ※その他の場合は、職種を併記すること。



可能であれば、症状・傷病名や裏面の特記事項も記入します。



そして、症状により次の色タッグを点線から切り離します。

区分	タッグの色	
死亡	黒	
重症	赤	
中等症	黄	
軽症	緑	

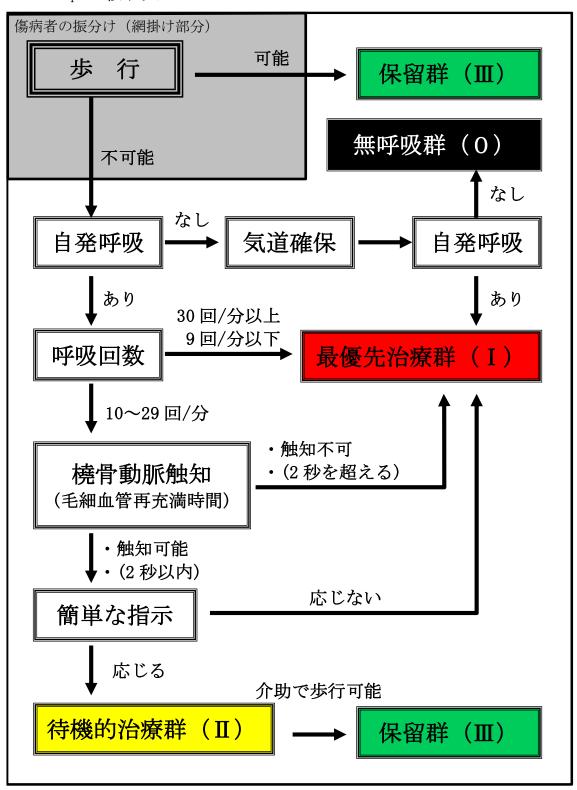
この判断は、START plus 法トリアージに基づき判断します。



トリアージタッグは原則として右手首につけます。この部分が負傷している場合には、左手首、右足首、左足首、首の順でつける部位を変えます。決して衣類や靴等にはつけないようにします。

最後に、表面の1枚目(災害現場用)シートを切り離し、切り離した色 タッグとともにトリアージタッグを管理する医療救護所本部(記録担当) に渡します。

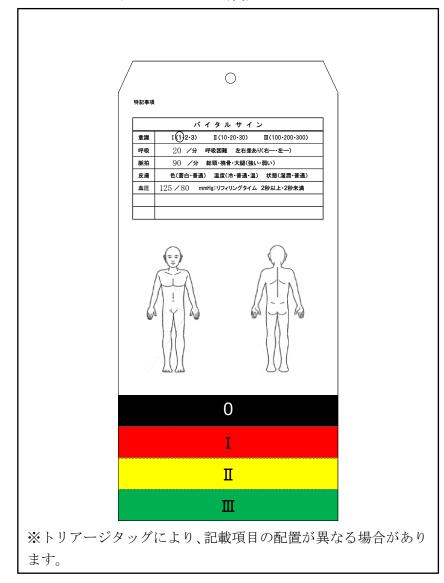
START plus 法トリアージ



トリアージタッグイメージ(表)



トリアージタッグイメージ(裏)



3 軽症処置/調剤・投薬

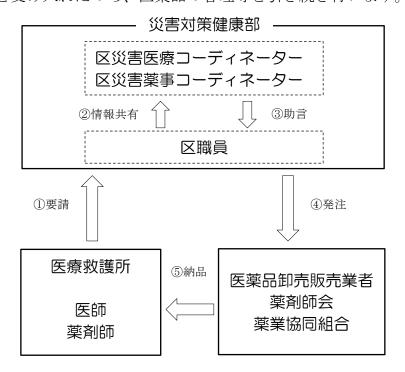
(1)軽症者への対応

トリアージの結果、軽症(緑色)と判断された方に対して、医師の指示のもと医療職が中心となって応急手当を行います。応急手当を行う際には、トリアージタッグ裏面の記入に加えて、災害用カルテ(様式6)にも同時に記入します。また、処置が終了した方のトリアージタッグを回収し、医療救護所本部(記録担当)に渡します。

(2)調剤·投薬

各医療救護所には、患者 300 名分の医薬品を備蓄しています。(→資料編 備蓄医薬品一覧)

調剤・投薬エリアでは処方箋(様式 7)にもとづき、調剤・投薬を行います。医療救護所の活動を行うための医薬品が不足した場合は、災害対策健康部へ補充要請を行います。災害対策健康部には、練馬区災害薬事コーディネーター※が参集し、医薬品調達に関して練馬区災害医療コーディネーター※とともに調整をします。その後、医薬品卸売販売業者等に発注し、直接、医療救護所に医薬品等が納品されます。補充された医薬品を受け入れたのち、医薬品の管理等を引き続き行います。



※練馬区災害医療コーディネーター

区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対して医学的助言 を行う区が指定する医師。区内に震度6弱以上の大地震が発生した場 合、区災害医療コーディネーターは災害対策健康部(区役所)に参集 し、活動を開始することとしています。

区災害医療コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりです。

- ○医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- ○医療救護所の開設、運営に関する助言および調整を行うこと。
- ○医薬品等の確保に関する助言を行うこと。
- ○傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- ○東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- ○その他災害医療に関すること。

※練馬区災害薬事コーディネーター

薬事の観点から練馬区災害医療コーディネーターをサポートし、医療 救護活動を円滑に行うため、区が指定する薬剤師。区内に震度6弱以上 の大地震が発生した場合、区災害薬事コーディネーターは災害対策健康 部(区役所)に参集し、活動を開始することとしています。

区災害薬事コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりです。

- ○医療救護所において必要となる医薬品等の管理および需給状況の把 握に関すること。
- ○医療救護所に派遣される薬剤師班の差配または支援要請の取扱いに 関すること。
- ○区および練馬区災害医療コーディネーターならびに薬事関係者との 連絡調整に関すること。
- ○その他薬事に関すること。

4 重・中等症処置/搬送

(1)重・中等症者への対応

傷病者の振分けで歩行ができなかった傷病者については、トリアージ、応急手当を経て、災害拠点病院等へ搬送します。

【搬送者の優先順位決定および応急手当】

重症者(赤色)、中等症者(黄色)と判断された方々の災害時医療機関への搬送順位を、重症度や専門治療の必要性により決定するとともに、応急手当を実施します。



【災害時医療機関への受入れ要請】

医療救護所班長は、医療救護所本部(通信担当)を通じて災害対策健康 部に対して、重症者や中等症者の受入れ先の調整や搬送手段の確保を要請 します。



【搬送】

災害対策健康部が手配した民間救急車等の到着に合わせて、患者を重・中等症処置エリアから一人可搬担架、レスキューカー等を活用し移送します。区要員、学校要員、または民間救急事業者の協力を得ながら行います。



【記録管理】

どこの災害時医療機関へ搬送されたのかを搬送者カード(様式 10) に記入し、医療救護所本部(記録係)に渡します。

【区外への患者移送】

区内の災害時医療機関で受入が困難な場合は、災害対策健康部で区外の 医療機関への移送を要請します。

(2)派遣医療チームの要請

医療救護所の対応が現状のスタッフでは十分にできない場合、医療救護 所班長または統括医は、医療救護所本部(通信担当)を通じて災害対策健 康部に派遣医療チームの要請を行います。

5 医療救護所本部運営

医療救護所本部は、医療救護所内の情報拠点になります。医療救護活動に関する情報を整理し、災害対策健康部との連絡調整を行います。主な従事者は、区要員です。

(1)通信担当

①通信手段の確保

各医療救護所には、災害対策健康部との通信手段として、防災行政無線に加えて、LINE WORKSをインストールしたiPad (1台)を配備しています(原則、職員室に配備)。利用可能な通信手段を確認し、医療救護所班長に報告します。

※優先順位 LINE WORKS>日常使用している通信手段(固定電話・メール・FAX) >防災行政無線

②災害対策健康部との連絡調整

医療救護所班長および統括医の指示に従い、医療救護所の開設報告や重症者等の搬送要請などを災害対策健康部へ連絡します。また、災害対策健康部からの情報を医療救護所班長に報告します。

(2)記録担当

①クロノロジーの作成

ホワイトボード等記入や貼付ができるもの、トリアージタッグ等を入れておくものを用意します。用意したホワイトボード等に時系列で出来事を記入していきます。

(例) ホワイトボード

時間	発信	受信	内容
10:00			震度 6 弱
14:00	00中	本部	医療救護所開設報告
15:00	〇〇中	本部	赤患者1名 搬送必要と報告
16:00	本部	〇〇中	調整OK 患者の情報を知りたい

②傷病者の状況把握

トリアージタッグ等をもとに傷病者の情報の整理を行います。

【トリアージタッグ等の回収】

適宜、各処置エリアからトリアージタッグ1枚目(災害現場用)を回収します。また、処置済みの軽症者からトリアージタッグ本体を搬送済みの重症者・中等症者からは搬送者カード(様式10)を回収します。



【受付状況の把握】

トリアージの際に、剝がし取ったトリアージタッグ1枚目の内容を傷病者受付一覧(様式8、様式9)に転記し、傷病者の受付状況を把握します。 転記が終了したトリアージタッグ1枚目は、ホワイトボード等に貼付します。



【手当の状況の把握】

手当が完了した後、軽症者はトリアージタッグ本体、重症者・中等症者 は搬送者カードをもとに、傷病者受付一覧と照合し、一覧の消込みをしま す。これにより、傷病者の手当の状況を把握します。

消込みが完了したら、貼付されたトリアージタッグ1枚目とトリアージタッグ本体または搬送者カードをひとまとめにして保管します。

6 医療救護所における新型コロナウイルス感染症等感染対策

医療救護所においては、人員やスペースに制約があり、十分な感染症対策を取ることができません。ついては、新型コロナウイルス感染症等の流行期においては、可能な限り、以下のような対応をお願いします。

(1)従事者個人における対策

①物品の着用

咳・発熱等の症状のある人や濃厚接触者と応対する際には、使い捨て手袋やマスク、フェイスシールド等を適切に選択し、着用します。

②衛牛管理

こまめに石けんで手を洗い、アルコール消毒をします。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにします。

(2)環境の整備

①人と人との距離を取る

できる限り人と人との距離を取り、密集した空間を作らないよう配慮します。

②換気

気候上可能な限り常時、困難な場合は、こまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)2方向の窓を同時に開けて行うようにします。窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。

③共用部分の消毒

複数の人が手で触れる共用部分を使い捨て手袋、マスク等を着用 し、消毒します。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行う ことが望ましいです。

(3)施設の使用について

参集している医療職の人員数や使用できる学校施設のスペースにより、感染症疑い患者への対応方法は異なります。以下に、いくつかパターンを示しますので、現場の医療職の判断で対応方法を決定してください。判断に迷う場合は、区災害医療コーディネーターにご相談ください。

【パターン1:通常対応】

通常どおりトリアージや診察、施術、調剤・投薬を行う。その患者の 動線については、必要に応じて消毒を行う。

長 所 追加の人員とスペースなしで対応できる。

短 所 ゾーニングができていないため、感染対策が不十分。

【パターン2:隔離対応】

咳・熱症状者スペースに案内し、医療職が感染対策を講じた上で巡回 または常駐し、健康観察や医療行為を行う。

長 所 感染疑い患者を一般患者と分けられるため、十分な感染対策 を行える。

短 所 人員が少ない場合対応が難しい。 ケガのない感染疑い患者との区分けができない。

【パターン3:半隔離対応】

各エリアの中において、咳・熱症状ありとなしで、パーティション等でスペースを区切り、人員も分割し対応する。

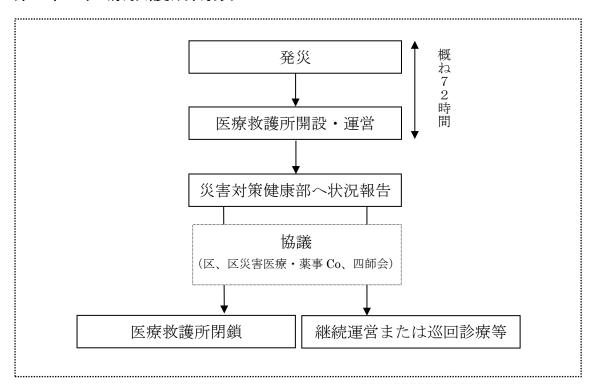
長 所 短 所 パターン1と2の折衷案

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の感染対策として使用できる物品

	品目	数		品目	数量
		量			
1	パルスオキシメーター	1	2	体温計	4
3	酸素ボンベ (500L)	3	4	減圧弁	3
5	フェイスマスク	3	6	アイソレーションガウン	10
7	ヘアキャップ	10	8	不織布マスク	200
9	フェイスシールド	10	10	ポンチョ(雨具)	20
11	液体石けん	1	12	ペーパータオル(200枚)	2
13	ニトリル手袋S	500	14	ニトリル手袋 M	1,500
15	ニトリル手袋 L	100	16	手指消毒ジェル (500ml)	20
17	消毒用エタノール (500ml)	4	18	ウエルパス手指消毒液 0.2% (500ml)	1
19	次亜塩素酸ナトリウム (500m1)	1			

※資料編 備蓄医療資器材等一覧から抜粋

第4章 医療救護所閉鎖



1 医療救護所の閉鎖

医療救護所は発災直後から概ね72時間開設します。その後、災害対策健康部の指示に従い、医療救護所は閉鎖します。しかし、区が区災害医療コーディネーター等と協議し、必要と判断した場合は、被害の大きな地域の医療救護所にスタッフや医薬品等を集約するなどして活動を継続します。

2 巡回診療体制等への移行

72 時間以降の活動(避難拠点等に避難している方々の巡回診療や健康相談を行う場合も含む)については、区が災害時の医療救護活動に関する協定にもとづき、四師会と協議し要員の派遣要請を再度行います。

また、傷病者へは、再開した近隣の医療機関(診療所、歯科診療所、接骨院、薬局)も案内します。

第5章 時系列活動表

四師会の時系列活動表

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	・指定場所へ参集および本	・指定場所へ参集および本	・指定場所へ参集および本	・指定場所へ参集および本	◆震度 6 弱以上で自動参集。
発	部への報告	部への報告	部への報告	部への報告	5 強以下であっても区から
発災直後か	・「区災害医療コーディネー	・医療救護所の開設	・「区災害薬事コーディネー	・医療救護所の開設	の要請があれば参集する。
後	ター(医師会会長)」の災害	・リーダー選出と役割決め	ター」の災害対策健康部への	・リーダー選出と役割決め	◆区災害医療コーディネー
À	対策健康部への参集	・治療器材の確認	参集	・衛生材料の確認	ター (医師会会長、2 拠点病
参	・医療救護所の開設		・医療救護所の開設		院医師、保健所長) および区
参集ま	・医療救護班の統括医 (医療		・リーダー選出と役割決め		薬事コーディネーターは、上
で	職リーダー)を選任		・備蓄医薬品の確認		記条件に従い参集する。
	・治療器材の確認				

	医療救護班	 	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	医療救護班 ・医療救護所の運営 ・トリアージの実施 ・傷病者の応急処置 ・傷病者の搬送順位確定と 搬送指示 ・死亡の確認 ・医療救護所の必要に応じ た運営体制の見直し(増員や	.=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	薬剤師班 ・医療救護所の運営 ・トリアージの実施 ・軽症者の応急処置 ・傷病者に対する調剤・服薬 指導 ・医薬品の供給(区を通じて 医薬品卸売販売事業者、薬剤 師会、薬業協同組合に不足し	病者振分けを行う ・医師の指示に従った負傷者に対する応急手当 ・手当に必要な衛生材料等	備考 ◆避難拠点班長または班長から任命を受けた区要員が医療救護所班長になり、施設管理責任者となる。統括医(医療職リーダー)が医療上の責任者となる。 ◆災害対策健康部は、収集した情報を基に区災害医療コ
超急性期(72時間まで)	勤務交代など)が必要と判断 した場合、統括医は避難拠点 班長および医療救護所班長 へ調整を要請	勤務交代など)	た医薬品の調達を依頼する) ・医薬品の仕分けと管理 ・医療救護所の必要に応じ た運営体制の見直し(増員や 勤務交代など)	の確保と管理ならびに労務の提供 ・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や 勤務交代など)	ーディネーターの助言を踏まえ医療救護方針を定める。 ◆災害対策健康部は各情報を災対本部に報告するとともに、医療救護所、四師会、災害時医療機関等に伝達する。 ◆区災害医療コーディネーターは、区西北部医療コーディネーターに伝達し、応援要
					請や傷病者の収容・搬送を調整する。 ◆災害対策健康部は医療ボランティアの受付や救護所等への派遣を調整する。 ◆災害対策健康部は区外の派遣医療チームを要請する。

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
急性期(72時間以降)	・医療救護班の再編成または解散 ・避難拠点等における巡回 診療や定点診療、健康相談等 の実施 ・必要に応じて、再開した近 隣の診療所を紹介	・歯科医療救護班の再編成または解散 ・避難拠点等における巡回診療や定点診療(歯科治療・衛生指導)、健康相談等の実施 ・必要に応じて、再開した近隣の歯科診療所を紹介 ・検視・検案の法歯学上協力	・薬剤師班の再編成または解散 ・避難拠点等における巡回 診療や定点診療(医薬品供給 等)、健康相談等の実施 ・必要に応じて、再開した近 隣の薬局を紹介	・柔道整復師班の再編成または解散 ・避難拠点等における巡回 診療や定点診療(応急手当、 治療、リハビリ。マッサージ やストレッチ等の施術やエコノミークラス症候群の防止活動など)、健康相談等の 実施 ・必要に応じて、再開した近 隣の接骨院を紹介	◆災害時の医療救護所への 四師会からの派遣は72時間以後 で一旦終了する。72時間以後 の対策が必要な場合は、区は 区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネー ター、四師会等と協議をす る。 ◆災害対策健康部は、収集し

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	〔練馬区医師会災害対策本	〔練馬区歯科医師会災害対	〔練馬区薬剤師会災害対策	〔東京都柔道整復師会練馬	◆各師会は、72時間の救護体
	部の設置〕	策本部の設置〕	本部の設置〕	支部の災害対策本部設置〕	制が維持できるように、交代
	・災害時の医療活動を統括	・災害時の歯科活動を統括	・災害時の薬事活動を統括	・災害時の柔道整復師、会員	勤務の要員を調整する。
	する災害時体制組織を設置	する災害時体制組織を設置	する災害時体制組織を設置	を統括する災害時体制組織	
	〔その他の参集〕	〔避難拠点・福祉避難所にお	[医薬品の調達の流れ]	を設置	
	・災害拠点連携医療機関と	ける活動〕	医療コーディネーターおよ	・各医療救護所の柔道整復	
	専門医療拠点病院を参集場	・区の保健師等で編成する	び薬事コーディネーターの	師班から医療救護所情報を	
	所として指定された医療救	保健班が避難所等の歯科情	判断のもと	把握	
	護員はそれぞれ現地に参集	報を把握し、歯科医師会に診	第一要請先:医薬品卸売販売	① 衛生材料の在庫状況	
	(資料編 災害時医療機関一	療の要請。歯科医療救護班は	事業者	② 班員の活動状況	
	覧を参照)	歯科診療にあたる。	第二要請先:薬剤師会/薬業	③ 近隣接骨院の開設状況	
	・災害拠点連携医療機関と	〔災害時の練馬つつじ歯科	協同組合	等	
その	専門医療拠点病院に参集す	休日急患診療所〕	第三要請先:東京都		
他	る医療救護班員の活動は当	・災害時は通常診療を臨時	〔医薬品の搬送体制〕		
	該病院長と協議して実施	休止し、「災害時訪問歯科診	・医療救護所等に搬送する		
		療事務局」を設置	場合は、緊急通行車両等の各		
		・一般歯科診療所の被災状	自の車両を使い搬送		
		況や患者情報を把握	※物理的に通行不可能の		
		・在宅療養者等への訪問歯	場合などは、災害対策本		
		科診療の提供を実施	部に要請		
		〔身元確認への協力〕			
		・遺体安置所となる体育館			
		等に身元不明遺体が発生し			
		た場合、身元確認班は警視庁			
		の指示のもと検視の確認作			
		業に協力			